

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月15日（平成28年（行情）諮問第139号）

答申日：平成29年3月1日（平成28年度（行情）答申第759号）

事件名：平成25年度特定航路浚渫工事の委任状の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成25年度特定航路浚渫工事の委任状一式」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月10日付け国四整総情第610号により四国地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

委任状を偽造されているのに、信頼関係と書く癒着体質。

（2）意見書（改行含め原文ママ）

3億円横領事案，組合の私物化の説明を。

一昨年前組合長が臨時総会開き，わざわざ，司会で

「漁業補償の判おしてくれ，裁判に負けるからと。

で

私がいくらで何処からと質問し

理事プラス分配委員に選ばれた。

約1か月後，子分たちの画策で私は差し替えられた。

本総会，議長Aもしらないまま，総会に変更の通知なく修

了後第2回，違法分配委員会が行われた。

アリバイづくりに数回やり，8月後半に私含め10数人ハン

押しでないのに銀行振り込みの暴挙実行した。

一切説明なく今年度の総会。

この不正に対して臨時総会要求する。

当然，刑事・民事準備中。

(添付資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求について

ア 本件開示請求は、法3条に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。

イ 処分庁は、本件開示請求を受けて本件対象文書は法5条6号柱書きに該当するとして不開示決定(原処分)を行った。

ウ これに対し、審査請求人は、原処分を取り消すべきとして国土交通大臣に対して本件審査請求を提起した。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

ア この処分の取消しを求める。

イ 委任状を偽造されているのに、信頼関係と書く癒着体質。

(3) 特定航路浚渫工事(以下「浚渫工事」という。)及び漁業補償について

特定航路は、瀬戸内海を東西に結ぶ幹線航路である。周辺海域は大小の島嶼、暗礁の点在によって、複雑で強い潮流が発生し、各所でサンドウェーブ現象(海底が波形状にうねり発達した現象)に代表される埋没現象が生じており、特に北航路及び北航路と南航路が交差する海域では埋没が著しく、航路としての機能に支障をきたす状態となっている。このため、安全で円滑な船舶の航行を維持するためには、開発保全航路において確保すべき水深を定める件(平成21年2月9日国土交通省告示第125号)により告示された水深を確保する航路の保全整備が求められており、現在、保全整備している海域は北航路であり、平成25年度から浚渫工事を実施している。

浚渫工事に伴って、周辺海域の漁業者に漁業上の損失が発生するため、漁業補償が生ずることとなるが、漁業補償は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(昭和37年6月29日閣議決定。以下「要綱」という。)により、漁業権等の消滅又は制限に伴い漁業権等の行使に支障が生じると認められるときに補償することとしている。

その補償額等は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準(平成13年1月6日国土交通省訓令第76号)29条及び国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用指針(平成15年8月5日国総国調57号)第15により規定されており、権利者への個別払いが原則であるが、各人別に見積もることが困難であるときにはこの限りでない(要綱5条)としていることから、漁業補償の場合は、基本的に漁

業協同組合（以下「漁協」という。）単位で、交渉等を行っている。

本件開示請求に関しては、浚渫工事の周辺海域において漁業を営む権利を有する者が所属する漁協に補償するものであり、補償額は漁協に一括して支払われ、組合員に配分されるものである。補償額の交渉等は漁協において行われるため、組合員はその交渉等を漁協に委任する形をとっている。

（４）原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人の上記主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

ア 本件対象文書について

諮問庁として、処分庁に対し、本件対象文書を入手した経緯を確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

本件対象文書は、漁業補償の交渉等に関して、組合員が漁協に提出した委任状である。委任状は、各漁協が組合員からとりまとめたうえで、処分庁に提出されたものであり、文書中には漁協の名称、住所及び代表者氏名、さらに、委任する者の氏名、住所及び本人印の印影等が確認でき、漁協から提出されたものをそのままの状態で処分庁において保管していたもので、漁業補償の交渉等にあたり、交渉等の相手方となる漁協代表者が、権利者である組合員の受任者である旨を確認するためのものであると認識している。

諮問庁としても、上記処分庁の説明は是認でき、特段、不自然、不合理な点は認められない。

イ 不開示該当性について

処分庁は、本件対象文書が開示されると、漁協等との信頼関係を損なうことはもとより、他の漁業者に対する不信感を抱かせ、将来の同種の漁業補償交渉において、悪影響を与えることになり、これをめぐって交渉が難航するおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。諮問庁として、さらに処分庁に対し、不開示とした事情を確認したところ、処分庁は、以下のとおり説明する。

補償交渉については、お互いの信頼関係に基づき進められるものであり、そのほとんどが関係漁協との個別交渉であることから、第三者には到底知りえない情報が多数あり、補償額や補償交渉を行っていること自体を第三者に知られることを嫌う被補償者も多数存在する。このため、委任状そのものを開示した場合に、処分庁は、被補償者から不信感を持たれ、委任行為そのものを拒絶される恐れがあり、仮に委任がなされない場合は、権利者である多数の漁業者と個別の交渉・契約を余儀なくされ膨大な時間と労力を要することとな

り、漁協との連携がことさら難しくなり、今後の交渉の場につかない漁協が出てくるなど、補償交渉に多大な影響を及ぼすと考えられ、ひいては公共事業の進捗に支障をきたすこととなる。

また、本件対象文書は、漁業補償契約の締結に関して、被補償者である組合員の権限を受任者である漁協に委任することを示す文書であり、漁協がどのような者から委任されたのかが明らかになるものである。これらの情報は、法人の経営に関する内部管理情報といえ、当該情報を公にすると、漁協の事業活動に支障が生じ、その結果として、漁協との補償交渉における信頼関係を損なうこととなり、補償交渉の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当すると考える。

(5) 結論

以上のことから、本件対象文書について、法5条6号柱書きに該当するとして、不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

2 補充理由説明書

(1) 本件対象文書である特定航路浚渫工事の委任状には、次の2種類がある。

- ① 漁業者から所属する漁協の代表者に漁業補償の交渉等の権限を委任する委任状
- ② 漁協又は漁業協同組合連合会（以下「漁協等」という。）の役員から当該漁協等の代表者に漁業補償の交渉等の権限を委任する委任状

(2) 委任状の不開示を維持する部分及びその理由は、次のとおり。

ア 不開示を維持する部分

- ① 委任者欄に記載されている住所、役職名、氏名及び印影（漁協等の代表者の役職名及び氏名を除く。）
- ② 受任者である漁協の代表者の印影

イ 不開示を維持する理由

- ① 上記ア①について

上記ア①の委任状のうち委任者欄に記載されている住所、氏名及び印影並びに上記1②の委任状のうち委任者欄に記載されている役職名、氏名及び印影は、一体又は単独で法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たり、かつ、同号ただし書きイの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは認められず、口又はハのいずれにも該当しないことから、不開示を維持すべきである。法6条2項の部分開示の余地について検討すると、当該部分は一体として個人識別情報であることから、部分開示の余地はない。

② 上記ア②について

当該印影は、文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、これを公にすると偽造等に悪用されて、当該漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年2月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月29日 | 審議 |
| ④ | 同年3月14日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年7月25日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 平成29年2月1日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月20日 | 審査請求人から資料を收受 |
| ⑧ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、補充理由説明書を提出して、別表の「1 不開示維持部分」欄に掲げる部分（以下、順に「不開示維持部分1」、「不開示維持部分2」といい、併せて「本件不開示維持部分」という。）以外の部分は開示するが、本件不開示維持部分は法5条1号及び2号イに該当するとしてなお不開示を維持すべきであるとしている。

以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分すると、本件対象文書は国土交通省四国地方整備局が施行する特定航路浚渫工事に伴って生ずる漁業上の損失補償について、漁業者等から漁協等の代表者に対し、国土交通省四国地方整備局との漁業補償の交渉等の権限を委任する文書である。

そして、このうち、不開示維持部分1は、委任者欄の記載のうち、漁協等代表者以外の者については住所、役職名、氏名及び印影の全部、漁協等代表者については印影のみであり、不開示維持部分2は、受任者欄の記載のうち漁協の代表者印の印影であることが認められる。

(1) 不開示維持部分1について

ア 委任者欄の記載のうち漁協等代表者以外の者についての住所、役職名、氏名及び印影は一体として、各委任者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することが認められ、かつ、同号ただし書きイないしハに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は個人識別部分であることから、部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 委任者欄の記載のうち、漁協等代表者の印影は、当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することが認められる。

また、当該印影については、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有しているというべきであり、氏名欄に記載されている氏名が明らかにされているからといって、当該印影を開示する慣行があるとは認められないため、法5条1号ただし書きイに該当するとは認められず、同号ただし書きロ及びハに該当する事情も存しない。

さらに、氏名が既に開示されていることから、法6条2項の部分開示の余地もない。

したがって、当該印影は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示維持部分2について

当該部分は、漁協の代表者印の印影であり、委任状が、漁協の真意に基づいて作成された真正な文書であることを示す認証的機能を有しており、そのような印影を公にすれば、偽造等に悪用されるなどして、当該漁協の権利その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、不開示維持部分2は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号及び2号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表（諮問庁においてなお不開示を維持する部分）

1 不開示維持部分	2 箇所	3 適用条項
不開示維持部分 1	委任者欄に記載されている住所， 役職名，氏名及び印影（漁協等の代表者の役職名及び氏名を除く。）	法 5 条 1 号
不開示維持部分 2	受任者である漁協の代表者印の印影	法 5 条 2 号イ